

武蔵野市自治基本条例（仮称）に関する懇談会設置要綱

（設置）

第1条 武蔵野市自治基本条例（仮称）の骨子案に関して検討するため、武蔵野市自治基本条例（仮称）に関する懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

（所管事項）

第2条 懇談会は、次に掲げる事項について検討し、その結果を市長に報告する。

- (1) 武蔵野市自治基本条例（仮称）の骨子案に関すること。
- (2) 前号に定めるもののほか、市長が必要と認めること。

（構成）

第3条 懇談会は、次の各号に掲げる委員の区分に応じ、当該各号に定める人数で組織し、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者 3人
- (2) 武蔵野市議会の議員 2人
- (3) 公募市民 2人
- (4) 副市長の職にある者 2人

（座長及び副座長）

第4条 懇談会に座長及び副座長各1人を置き、座長は委員の互選により選任し、副座長は委員の中から座長が指名する。

2 座長は、懇談会を代表する。

3 副座長は、座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 懇談会の会議は、座長が招集し、主宰する。

2 懇談会が必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

（報酬）

第6条 委員（第3条第4号に掲げる委員を除く。）の報酬については、武蔵野市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和36年2月武蔵野市条例第7号）第5条第1項の規定により市長が定める。

（設置期間）

第7条 懇談会の設置期間は、この要綱の施行の日から第2条の規定による報告をした日までとする。

（庶務）

第8条 懇談会の庶務は、総合政策部企画調整課が行う。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、懇談会について必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成28年11月13日から施行する。